

板橋区歯科衛生相談室事業運営要綱

(昭和 50 年 6 月 4 日区長決定)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、歯科衛生相談室事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 歯科衛生相談室は、公益社団法人東京都板橋区歯科医師会の協力を得て、歯科健診を実施するとともに、口腔衛生に関して適切な指導を行うことにより、区民の健康増進に寄与することを目的とする。

(設置)

第 3 条 歯科衛生相談室は、板橋健康福祉センター、上板橋健康福祉センター、赤塚健康福祉センター、志村健康福祉センター及び高島平健康福祉センターに設置する。

(事業)

第 4 条 歯科衛生相談室は、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 口腔衛生の啓発及び普及に関すること。
- (2) 口腔衛生の予防に必要な保健指導に関すること。
- (3) 歯科健診

2 前項の事業を実施したときは、歯科相談票を作成するものとする。

(報告)

第 5 条 健康福祉センター所長は、毎年度歯科衛生相談室事業実施状況を保健所長に報告しなければならない。

(委任)

第 6 条 この要綱の施行について、必要な事項は保健所長が定める。

付 則

この要綱は、昭和 50 年 6 月 4 日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和 51 年 6 月 4 日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。